

令和3年度

監査年報

—監査のあらまし—

平塚市監査委員事務局

令和4年9月

目 次

1 令和3年度監査実施状況	1
(1) 財務（定期）監査	1
ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務） ..	1
イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査	9
(2) 行政（重点）監査	10
ア 重点テーマ「ソーシャルメディアを活用した情報発信について」	10
イ 監査対象	10
ウ 監査結果	10
(3) 随時監査	12
ア 工事監査	12
(4) 財政援助団体等監査	12
ア 出資団体監査	12
イ 指定管理者監査	12
(5) 決算審査	12
ア 令和3年度平塚市公営企業会計決算意見について	12
イ 令和3年度一般会計・特別会計決算意見について.....	15
(6) 財政健全化審査	18
ア 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について.....	18
イ 健全化判断比率審査の結果	18
ウ 資金不足比率審査結果	19
(7) 現金出納検査	19
ア 現金出納検査の結果	19
(8) 工事現場視察等	19
2 住民監査請求	20
(1) 年度別請求件数等（過去5年間）	20
(2) 請求事案及び処理結果（過去5年間）	20
3 監査の体制	21
(1) 監査委員	21
(2) 監査委員事務局	21
4 令和3年度を振り返って	22

1 令和3年度監査実施状況

平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して、次のとおり監査を実施した。

(1) 財務（定期）監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施した。対象は、前期（4～6月）は令和2年度分、後期（10～2月）は令和3年度分とした。
- ・小学校及び中学校における予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理事務並びに幼稚園及び公民館における財産管理事務の現地調査及び監査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）

(ア) 監査対象部局・監査対象課・監査実施日

監査対象部局 (機構順)	監査対象課	監査実施日
市長室	秘書課、広報課	令和3年6月30日
企画政策部	デジタル推進課、資産経営課	令和4年1月26日
総務部	納税課、市民税課、固定資産税課	令和3年11月26日
産業振興部	商業観光課	令和4年2月22日
公営事業部	事業課	令和3年6月30日
市民部	人権・男女共同参画課	令和3年11月26日
福祉部	福祉総務課、生活福祉課	令和4年2月22日
健康・こども部	保育課、青少年課	令和4年1月26日
環境部	環境施設課	令和3年11月26日
まちづくり政策部	交通政策課	令和3年6月30日
都市整備部	建築住宅課	令和3年5月31日
土木部	土木総務課	令和3年5月31日
	下水道経営課（企業）、下水道整備課（企業）	令和4年3月25日
行政委員会等	議会局	令和4年1月26日
	選挙管理委員会事務局	令和3年6月30日
学校教育部	教育指導課、教育研究所	令和4年2月22日
社会教育部	社会教育課、博物館	令和3年5月31日
市民病院	経営企画課、病院総務課、医事課	中止

(注1) 網掛け…財務に関する事務で、指摘または要望事項があり、措置内容があるもの

(注2) 下線…財産の管理事務（備品や施設等）で、指摘事項等の記載があるもの

(イ) 監査結果

a 指摘・要望事項 (財務や財産に関する事務で、文書により公表したもの)

指摘事項 14 件
要望事項 1 件 合計 15 件

分類

指摘事項	①法令に違反すると認められる事案 ②予算目的に反していると認められる事案 ③不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 ④事務処理等が適切でないと認められる事案 ⑤経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 ⑥事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ⑦前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
要望事項	要望又は付言をする必要があると認められる事項 (改善を求める事項が監査対象部課にとどまらず他部課にも関連する場合、その事務を総括する部課に対し要望事項として全体的な対応を求める)

- ・財務や財産に関する事務の執行について、次の記載以外の課 (要望事項を受けた課も含む。) については適正に行われているものと認められた。

○ 都市整備部 建築住宅課 (令和3年5月31日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務については、OA 機器関係委託料において、契約書に定めた業務履行開始前に必要とされる受注者が市に対して行う業務責任者の通知が確認できなかったため、平塚市契約規則等に則り、契約書記載事項等を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。 また、契約事務に係る指摘が続いていることから、契約内容を着実に履行されるよう併せて指導を徹底されたい。	(1) 平塚市契約規則等に則り、契約約款第5条第3項に定められている「業務責任者の通知」につきまして、提出書類のチェックリストを定め、発注者・受注者双方で履行開始前に確認を行い、適正に事務執行するよういたします。 また、契約事務に係る指摘事項につきましては、担当内への周知や措置方法などの事務引継を確実にし、契約内容が着実に履行できるようにいたします。

○ 社会教育部 社会教育課（令和3年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 埋蔵文化財は市民共有の財産であり、その出土遺物等の保管について、事業の特性上対象は増加傾向にあり、市としても苦慮していることは承知している。</p> <p>しかしながら、保管場所等には限りがあり、平塚市公共施設等総合管理計画において新たな機能を持った施設は、原則として建設しないとしていることから、関係法令の趣旨を踏まえ、将来を見据え効率的かつ効果的な保管方法や、整理（処分を含む）の在り方について、公共施設の有効活用の視点も含めた実現可能な最善策を早急に検討されたい。</p>	<p>(1) 平塚市公共施設等総合管理計画に基づく平塚市公共施設等個別施設計画において、出土遺物を管理・保管する施設の再編について、令和3年から令和5年までの3年間で検討することになっています。今後は、この計画に基づき出土遺物等の保管方法や施設の再編について、関係各課と検討を行います。また、出土遺物等の取扱いについては、「出土品の取扱いについて」（文化庁次長通知）及び「神奈川県内における出土品の取扱要領」（神奈川県教育委員会通知）に示された基準に基づき適切に保存・管理するとともに、その活用に努めます。</p>

○ 社会教育部 博物館（令和3年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、随意契約によりリーフレットを追加印刷した際、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約事務を行う際は、その都度、平塚市契約規則を確認し、適切な条項を適用するよう、徹底します。</p> <p>また、担当者以外の職員により、適用した条項について、誤りが無いよう再度確認を行います。</p>

○ 市長室 秘書課（令和3年6月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>(1) 契約事務にあたっては、複数人で確認作業を行うこととし、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

○ 市長室 広報課（令和3年6月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 収入事務において、調定時期の誤りがあったほか、契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市財務規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>（1） 収入事務においては、調定時期の認識誤りが原因であり、収入事務の運用について再度確認し、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>契約事務においては、適用条項の確認不足が原因であり、平塚市契約規則における適用条項を再度確認し、適正な事務の執行に努めます。</p>

○ 公営事業部 事業課（令和3年6月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 収入事務等において、還付に伴う減額調定手続き漏れや、歳出事業誤り及び歳出科目誤りがあったほか、契約事務においては、庁内における契約依頼手続き漏れや賃貸借契約での保証人の保証限度額について、契約書類不備が散見されたので、平塚市財務規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、事務処理件数が多いことは承知しているが、収入事務等に係る指摘が続いており、特に競輪事業を実施する部署でもあることから、財務規程等を着実に履行されるよう併せて指導を徹底されたい。</p>	<p>（1） 減額調定手続き漏れに関しては、今後の対応策として、売店マニュアル及び引継書に還付手続きを行ったときの注意事項を記載し、今後の担当者にも分かるよう引継ぎいたします。</p> <p>歳出科目等の誤りに関しては、原因は執行すべき事業科目を十分に確認せずに執行同等の処理を行っていたことによります。今後の対策として、特に、年度初めや初めて行う業務に関しては、予算書等で執行科目を十分に確認しながら事務処理を行います。</p> <p>賃貸借契約に関しては、令和2年4月1日に施行された改正民法において、個人根保証契約の極度額の定めが必要となったことを受け、今後、適正に対応いたします。</p>

○ まちづくり政策部 交通政策課（令和3年6月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>（1） 随意契約における適用条項等を再度確認し、平塚市契約規則や随意契約ガイドライン等に則した適正な事務の執行に努めます。</p>

○ 環境部 環境施設課 (令和3年11月26日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、破砕処理施設運営事業における消耗品費と運転管理等業務委託の執行に、随意契約における適用条項誤りがあったので、地方自治法施行令等に則り適正な措置を講じられたい。	(1) 指摘事項を受け、課内で契約事務に関する法令等について再確認するとともに、決裁における内容確認を強化し、適正な事務の執行に努めてまいります。

○ 健康・子ども部 保育課 (令和4年1月26日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、保育料徴収業務を委託する際、私人徴収委託の告示・公表漏れがあったので、子ども・子育て支援法施行令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。	(1) 今回の事案は、告示公表の手続きについて解釈違いがあったことから、告示・公表漏れが生じたものです。 今後は、国や県の子ども・子育て関係部署の他、市法制担当部署にも確認し、適正に事務処理を行います。

○ 健康・子ども部 青少年課 (令和4年1月26日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後3か月以上経過して調定手続をしたものがあった。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。	(1) 県支出金の取りまとめ担当課との情報共有に努めるとともに、平塚市財務規則に係る事務処理の方法を再確認し、県支出金交付決定後、適切な時期に調定の手続きをいたします。

○ 行政委員会等 議会局（令和4年1月26日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 支出事務において、交付金の執行にあたり、報告書が提出されていたにもかかわらず、過渡金の返納事務に遅れがあった。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 交付金の執行については、関係法令に加え、平塚市財務規則に則って手続きを行うことを再確認し、今回の御指摘の返納事務を直ちに執行することを含め、適正な事務手続きを行います。</p>

○ 産業振興部 商業観光課（令和4年2月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、紅谷町まちかど広場占用料の徴収について納期限を過ぎているにもかかわらず督促状の未発送があった。平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例の条文について改めて確認し、担当内に周知しました。また、事務担当者の変更があっても漏れなく適正な事務執行がなされるよう、事務処理マニュアルに納期限を過ぎた場合の督促状の発送に関する手続きについて明記しました。</p>

○ 福祉部 福祉総務課（令和4年2月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に1週間以上経過して調定手続きをしたものがあった。また、自動販売機設置にかかる電気使用料及び管理料における納期限設定誤りと、設置団体（行政財産使用者）による売上報告書の提出遅延が複数あったので、平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 課内全員で財務規則等の再確認を図った上で、各事業を複数名体制で管理し、必要書類の起票遅れや納期限設定誤り等の無いよう、規則等の適正運用を徹底します。</p> <p>なお、納期限の設定等は、原則、財務規則により設定するものですが、これによらない合理的理由がある場合には、別途、許可条件書等により適正な納期限を定めることとします。</p>

財産の管理事務 (指摘事項) (1) 備品については、備品数と台帳を照合したところ、所在を確認できないものが1点あったので、適正な措置を講じると共に、再発防止に努められたい。	財産の管理事務 (1) 備品を廃棄した際に台帳の廃棄手続きを失念したことが原因で起きた事案であるため、財務規則等の再確認をし、規則等の適正運用を徹底します。
---	---

○ 土木部 下水道経営課（企業会計分） 下水道整備課（企業会計分）（令和4年3月25日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、農業集落排水事業におけるマンホールにかかる修繕の随意契約を行った際、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったほか、災害用ポンプの賃貸借契約において、地方自治法施行令の適用条項誤りがあった。 地方自治法施行令及び平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 指摘事項を受け、地方自治法施行令及び平塚市契約規則等を再確認するとともに、契約事務を行う際には、複数人で確認作業を行うこととし、適正な事務の執行に努めます。

b 主な指摘項目（aの指摘事項を含む。）

- (a) 歳入
 - (i) 指摘した課 5課
 - (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (b) 歳出
 - (i) 指摘した課 11課
 - (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (c) その他
 - (i) 指摘した課 1課
 - (ii) 主な指摘項目 下記表参照

分類

未作成	作成すべき書類を作成していない
時期誤り	書類の日付の記載（時期）に誤りがある
金額誤り	金額の記載に誤り（未更正を含む。）がある
その他の記載誤り、漏れ	日付、金額以外の記載に誤りがある
印漏れ、誤り	押印が漏れて（誤って）いる
（入札）適用条項誤り	入札にあたっての適用条項に誤りがある
（随意契約）適用条項誤り	随意契約にあたっての適用条項に誤りがある
実態とのかい離	契約と実態にかい離がある
その他の誤り（上記以外）	上記以外の誤りがある

	主な指摘項目
歳入 26件	調定 ・時期誤り、漏れ 3件 振替・更正命令書 ・時期誤り、漏れ 2件 その他収入関係 ・金額誤り・漏れ 10件 ・時期誤り・漏れ・未設定 4件 ・未作成 1件 ・その他の誤り（上記以外） 6件
歳出 14件	契約執行伺 ・（随意契約）適用条項誤り 8件 ・その他の誤り（上記以外） 1件 執行伺 ・その他の記載誤り・漏れ 2件 契約書、請書 ・実態とのかい離 1件 その他支出関係 ・その他の誤り（上記以外） 2件
その他 1件（備品の管理事務）	その他 ・実態とのかい離 1件

・財産の管理事務（備品の管理事務を除く。）については、次の記載以外の課については良好に管理されていた。

○ 社会教育部 社会教育課（令和3年5月31日監査実施）

施設名	監査結果
平塚市埋蔵文化財調査事務所城島分室	外壁にひび、塗装はがれあり。 天井板の一部外れ。

○ 公営事業部 事業課（令和3年6月30日監査実施）

施設名	監査結果
平塚競輪場	令和2年度に実施した建築基準法第12条の定めに基づく点検において、外壁タイルの浮き、椅子取付金具に発錆、電気配線の劣化・発錆など、改善を要するとされたものが50か所あり、うち修繕予定を含む未対応の部分が18か所あった。

○ 健康・こども部 保育課（令和4年1月26日監査実施）

施設名	監査結果
しらさぎ保育園	①食品庫扉開閉不良 ②屋上ドレン落葉による詰まり ③テラス破風・樋落葉による詰まり

	④軒天めくれ ⑤庇腐食落下の恐れ ⑥壁クラック（微細） ⑦トイレ壁タイル浮き ⑧保育室トイレ壁タイル浮き ⑨トイレシャワー取付部がたつき
--	---

○ 学校教育部 教育研究所（令和4年2月22日監査実施）

施設名	監査結果
教育会館	①非常灯の照度不足、不点灯 計20箇所 ②排水槽のマンホールの大きさ不適格※

※昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ロの規定に適合しないため要是正とした。

○ 土木部 下水道経営課（企業会計分）下水道整備課（企業会計分）（令和4年3月25日監査実施）

施設名	監査結果
馬入ポンプ場	①屋上 人工芝の剥がれ ②屋上 ルーフドレンに土の堆積あり ③外壁 北側壁クラック ④外壁 西側壁モルタルの浮き ⑤扉回り シーリング材の劣化 ⑥1階会議室 シミ、塗膜の剥がれ ⑦2階操作室 シミ、塗膜の剥がれ ⑧4階換気ファン室 シミ、塗膜の剥がれ ⑨外構 南側アスファルトの剥がれ ⑩門灯 故障
馬入貯留管ポンプ場	①外壁2階入口フロア下 塗膜の剥がれ ②地下階段 シミ、かび ③ポンプ室 シミ、かび ④送風機室 シミ、かび ⑤西側フェンス 内側に傾いている

イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(2) 行政（重点）監査（法第199条第2項）

重点テーマを設定し、定期監査の中で行政（重点）監査を実施した。

ア 重点テーマ

「ソーシャルメディアを活用した情報発信について」

監査における着眼点を次のように定めた。

- ・ソーシャルメディアの利用に関する体制・ルール等の整備状況
- ・ソーシャルメディアの運用管理状況
- ・ソーシャルメディアの有効な利活用

イ 監査対象

本市が利用しているソーシャルメディアのうち、Facebook(フェイスブック)、LINE(ライン)、Twitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)の運用状況等を対象とした。具体的な期間及び基準日の範囲は後述する。

なお、LINE等のチャット機能(※)を利用した相談業務や特定の者に対しての連絡等に利用するのは、今回監査の対象から除外した。

※チャット機能

ここでは、インターネットを利用してリアルタイムでメッセージの送受信ができるものを指す。

ウ 監査結果

法第199条第2項の規定に基づく監査を執行し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を行った。

(ア) 監査結果

令和3年度の行政（重点）監査は、「ソーシャルメディアを活用した情報発信について」をテーマとして、主に、ソーシャルメディアの利用に関する体制・ルール等の整備及び運用管理状況並びに有効な利活用を着眼点に監査を実施した。

これを踏まえて実施した監査の結果は、前節のとおりである。今回の監査実施により、本市のソーシャルメディアに関する運用の実態が以下のとおり明らかになった。

まず、体制・ルール等の整備状況であるが、統括的な業務をデジタル推進課が所管し、その他関係課による組織的な支援体制も整えられており、「ガイドライン」の見直しも実施していることから、一定のレベルで体制及びルール等が整備されていると認められる。

次に、運用管理状況であるが、「ガイドライン」に則った運用がされているかに主眼を置いて確認した結果、一部のアカウントで運用ポリシーの未作成や適正な時期にパスワードを変更していない事例など、「ガイドライン」の規定から外れた運用が見受けられた。今後は、令和3年度に導入された「自己点検シート」を活用するなどして、ルールに則った運用に努められたい。

次に、有効な利活用であるが、利用メディアや業務の性質などによって、情報発信の頻度や閲覧者数などの違いはあるものの、一定量の情報発信が行われていた。発信した情報の内容は、イベントや制度の周知、各種の注意喚起や啓発、シティプロモーション活動によるもの、新型コロナウイルス感染症対

策関連等の動画などがあり、適宜、発信する情報を精査したうえで、受け手である市民等を意識した発信が行われていた。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

これまで、本市の発信する情報は、広報紙や市ホームページなど、様々な媒体により市民等に提供されており、効果的、効率的な情報発信について工夫がされてきた。近年、スマートフォンの急速な普及などに代表される社会環境の変化に伴い、ソーシャルメディアは大きな影響力を持つようになった。特に、コロナ禍においては、デジタル化の加速という社会的背景を追い風に、国や地方公共団体等の公共機関においても、情報発信の媒体としての利用が活発化している状況にあると認識している。ソーシャルメディアの特性として、即時性、拡散性、双方向性に加え、スマートフォンを主な情報収集ツールとして使用する傾向がある若年層や趣味・嗜好等が共通する層へのアピール力が高いことが挙げられる。パソコンやスマートフォンに不慣れな人には既存媒体である「広報ひらつか」等を組み合わせながら、コスト削減をも可能とする期待値の高い手法であるソーシャルメディアを戦略的に活用していくことが求められている。

本市の状況について目を向けると、特筆すべき事例がいくつか確認できた。一部の例示ではあるが、災害対策課 YouTube「防災ひらつかチャンネル」防災ユーチューバーの多彩なコンテンツ、東海大学との連携によって設計・開発され「行革甲子園事例集」にも掲載された道路管理課 Twitter「みちれば」によるスマートフォンから道路の損傷状況等を通報できるシステム、文化・交流課 YouTube「文化芸術チャンネル」による自宅で実演芸術を楽しめる動画投稿などが挙げられ、ユニークで発展的な運用を実施しているものがあつた。職員に知識が十分に備わっていないといった理由などから利用に慎重な部署もあるかと考えるが、庁内で事例等を共有することで、職員自身が有する知識・経験に基づくこれまでの情報発信から一歩踏み出した新たな展開を生むことも期待できると考える。今後も、多くの画像等の素材や柔らかい文章の使用、情報が拡散されやすくなるハッシュタグの活用等に代表される技術的工夫を視野に、ターゲット層へのアピールを意識した効果的な情報発信に取り組まれない。

一方、ソーシャルメディアには、運用管理におけるリスクの存在も否定できない。なりすまし、乗っ取り、炎上などの危険性は常に隣り合わせであり、リスクを想定して早期に対応できる仕組みづくりが重要である。マニュアル等の整備も視野に、個人情報や肖像権、著作権等の保護に十分留意され、「ガイドライン」に則った市公式ウェブサイト上での各アカウント情報の掲載、ログインIDやパスワード管理の徹底について実行されたい。

ソーシャルメディアは、その特性とリスクを十分に理解したうえで利用することによって効果を発揮し、利活用は時代の要請でもありと考える。本監査では、運用全体を担う関係課の体制も確認したところではあるが、広報活動の観点においては、市全体としての戦略的な視点が十分ではないとの印象を受けた。今後も加速度的な進展が見込まれるデジタル化時代を視野に、ソーシャルメディアを活用した戦略的な情報発信が可能となるよう全庁的に取り組むことを望むところである。さらには、シティプロモーション的視点の深化やふるさと寄附事業との連携、先進自治体が取り組む YouTube の収益化、情報発信全体におけるコスト削減などにも期待したい。

最後に、今回の監査結果及び意見等を参考に、ソーシャルメディアを活用することで、「市民等が知りたい情報」と「市が知らせたい情報」が正確かつ効果的に伝わることを期待して、むすびとする。

(3) 随時監査（法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

ア 工事監査

工事監査は、「地方公共団体の長等によって行われた工事が適法に合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったか。」を財務・技術両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査である。

監査に当たっては、計画、設計、施工管理、契約及び財務事務執行など全体にわたる監査を実施するものであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

ア 出資団体監査

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ 指定管理者監査

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

○ 令和 4 年度に実施した決算審査

ア 令和 3 年度平塚市公営企業会計決算意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度平塚市病院事業決算及び平塚市下水道事業決算について審査を行い、令和 4 年 7 月 27 日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

a 平塚市病院事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、病院事業の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和 3 年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

令和 3 年度の病院事業は、29 科の診療科、感染症病床 6 床を含む 416 床の病床数により運営され、年間延べ患者数は入院で 110,687 人、外来で 178,802 人となっている。

(c) 総括意見

令和 3 年度の経営成績をみると、医業収益は、感染症の流行前を上回る状況となっている。これは、医業収益の算出基礎となる入院・外来患者数や病床利用率が、感染症流行前の水準までには回復していないものの、感染症に係る診療報酬の増点措置が拡充されたことや入院診療単価が上昇したことによるものと考察する。一方、医業費用は、感染症対策や高度医療の提供

等により前年度に続き増加した。その結果、当年度の医業損益は18億8,444万余円の赤字となった。また、医業外収益は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金などの感染症対応への補助金の影響が大きい状況となっている。その結果、当年度の純利益は、前年度の23億2,091万余円から6,822万余円増加し、23億8,914万余円となった。

令和3年度は、将来構想の計画5年目で、経営戦略及びKPI（重要業績評価指標）の見直し並びに将来構想改訂版の策定から1年が過ぎたところであるが、地域の中核病院としては、高度医療、急性期医療を担うとともに、政策的医療を提供し続けるために安定した持続可能な病院経営を目指す必要がある。当年度の医業収支比率をみると、感染症の影響という大きな要因はあるが、将来構想の目標値を下回る結果となっている。また、地域医療支援病院として地域の医療機関と密に連携することが求められている中であって、感染症の影響により「市民病院登録医連携の会」の実施が前年度に続き見送られるなど困難な状況もあると推察されるが、今後も地域医療との連携強化に向けて努力されることを期待する。

令和3年度の決算状況として、貸借対照表によれば、欠損金は大幅に減少し、自己資本構成比率は高まっている状況にある。しかしながら、これは感染症の影響に対する補てん財源としての補助金収入により現金・預金残高が大幅に増加したことにより起るものであり、補助金収入が無くなれば再び数値の悪化が懸念される。今後見込まれる負担として、高度医療器械等整備事業においては令和4年度に、院内システム整備事業においては令和5年度に、それぞれ事業計画期間中の最高額の支出を予定しているが、現金・預金残高が増加している状況にあっても、過剰投資とならないよう留意して執行することが肝要であると考えられる。その他においても、令和6年度からは、一般会計からの長期借入金に対する償還が開始される。また、医師の時間外労働の上限規制が始まるほか、世界情勢による材料費等への影響など、各種費用の増加が想定される。そこで、まずは収益確保策として、脳卒中センター、心臓大動脈センターを始め、医療体制の拡充を図り得意分野と呼ぶことができる診療科の広報等に力を入れるほか、地域の医療機関との連携を一層強めるとともに、必要とする人材を確保して集患力の高い病院となるよう取り組んでいただきたい。また、今後、良質な医療を提供するための医師、看護師等の確保や医療従事者に対する労働環境の整備等により費用の増加が見込まれるため、ICTの活用による負担軽減など技術の進歩に注目しながら業務内容の見直し等も積極的に行い、費用削減につながるよう努めていただきたい。

最後に、感染症の収束が不透明な中、最前線で対応に当たる医療従事者をはじめとする病院職員には深く感謝するところである。ポストコロナ社会を見据えて、安定した病院運営を持続するために収益と費用のバランスを図りながら、「地域医療と市民生命をまもる」という市民病院の理念にのっとり、地域に根差した高い患者満足度を得られる病院となることを望むものである。

b 平塚市下水道事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、下水道事業の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和3年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

公共下水道事業における水洗化人口は、前年度と比較して262人減少しており、244,781人となっている。また、下水道使用料の対象となる有収水量は、前年度と比較して82,195 m³

(0.3%)増加し、28,335,053 m³となっている。

農業集落排水事業における水洗化人口は、前年度と比較して20人(0.8%)減少し、2,495人となっている。また、処理場で処理した有収水量は前年度と比較して1,198 m³(0.5%)増加し、247,401 m³となっている。

(c) 総括意見

令和3年度の経営成績(収益的収支)をみると、収入については、節水型社会の定着や人口減少により、収入の原資である有収水量は減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の落ち込みが緩和されたことなどから、下水道使用料は前年度と比較し増収となった。費用については、企業債の償還が進んだことにより支払利息等が減少したことなどから、前年度より減少した。この結果、当年度純利益は、前年度と比較して1億1,201万余円増加し、4億9,277万余円となった。

本市の下水道事業は、令和3年度で地方公営企業法の適用6年目となり、導入以降の利益は平成30年度をピークに減少傾向にはあるものの、6年連続で純利益が計上されている。今後も引き続き利益を計上し、安定した経営が継続されることを期待する。また、建設改良工事においては、地震対策、長寿命化対策、浸水対策等のほか、ツインシティ大神地区公共下水道整備に関する工事が行われた。今後も国の交付金や企業債等の財源を確保し計画的に工事を実施されたい。

全国的な下水道事業の諸問題の一つとして、人口減少等に伴い使用料収入の増加が見込めない中、下水道施設の老朽化に伴う更新費用を確保しなければならないことが挙げられる。本市の下水道施設の整備は、昭和60年頃から平成15年頃までの約20年間に集中している。標準耐用年数(50年)を経過した管渠の割合を表す公共下水道事業の管渠老朽化率は約6%であり、現時点では老朽化率は低い状況であると考えられるが、今後は集中的に整備を進めた管路施設の更新時期が一定期間に集中し、費用が増大することが見込まれる。そうした中、将来の更新費用の財源である建設改良積立金について、合計残高が3億円となっており、将来負担に備えて着実に積立てを実施していることは評価できる。今後も引き続き、更新費用等への対応を進めるため、必要な対策に取り組まれたい。近年では劣化度を把握するための点検を増やし、不具合が生じる前に修繕を行う予防保全に向けた取り組みが進められているところだが、本市の各下水道計画に基づき、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、ストックマネジメント手法を取り入れた計画的な維持管理を今後も進められたい。

令和4年3月には、「平塚市新下水道ビジョン」(以下「新下水道ビジョン」という。)が策定された。これは、中長期的な経営の基本計画である経営戦略(令和3年3月策定)と、平塚市総合浸水対策基本計画をはじめとする各個別計画を両輪に下水道事業を展開するために、これらを総括し、目指すべき方向性を示すものとして策定されたものである。新下水道ビジョンでは、汚水処理コストへの対応として、汚水処理事業の広域化・共同化の必要性が言及されている。本市公共下水道では、相模川流域下水道の処理場により広域化され、汚水処理されているが、合理化のための更なる検討を進め、より効果のある取組みを推進されたい。また、農業集落排水についても、今後の人口減少に伴う汚水処理原価の上昇や将来の更新費用への対応のため、持続可能で効率的な管理手法を検討されたい。

今後は、新下水道ビジョンと経営戦略を基に、経営の基盤強化と効率化を進めるとともに、きれいなまちづくりの推進や内水氾濫への対応など下水道事業の役割や経営状況等について、市民の理解が進むよう積極的な情報発信にも取り組まれたい。こうした多面的な対策を進めることにより、日常生活に不可欠なライフラインである下水道事業を持続可能な形で次世代へつないでいくことを望むものである。

イ 令和3年度一般会計・特別会計決算意見について

法第233条第2項の規定に基づき、令和3年度平塚市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査を行い、令和4年8月10日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果 (抜粋)

審査に付された各会計決算書及び政令で定める書類の記載事項と記載様式については、いずれも関係法令に準拠して適法に処理され、かつ正確に表示されているものと認められた。また、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行され、その目的は達成されたものと認められた。

a 決算状況

令和3年度の一般会計当初予算額は902億4,000万円で、これに前年度からの繰越財源充当額46億6,338万余円を加え、156億5,929万余円の増額補正をした結果、最終的な予算規模は、1,105億6,267万余円となった。これに特別会計予算766億1,572万余円を加えた総予算額は1,871億7,840万余円であった。

一方、決算額は、一般・特別会計を合わせて歳入1,826億3,192万余円、歳出1,764億1,347万余円となり、前年度に比べ歳入は102億463万余円(5.3%)、歳出も93億3,563万余円(5.0%)それぞれ減少した。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、62億1,844万余円の黒字であった。また、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は52億897万余円の黒字となり、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3億4,210万余円の黒字となった。

b 普通会計

普通会計における決算状況を主な財政分析指数でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、過去3年間平均で0.961と前年度に比べ0.016ポイント低下し、平成22年度から12年連続して地方交付税(普通交付税)の交付団体となっている。公債費比率は5.3%となり、前年度に比べ0.4ポイント悪化した。また、財政構造面での弾力性を示す経常収支比率は90.2%で前年度から5.3ポイント改善したものの、引き続き財政の硬直化した状態が続いている。

歳入を財源別に前年度と比較すると自主財源は547億5,675万余円で、5億2,281万余円(0.9%)減少している。これは主に、繰越金が13億5,428万円、諸収入が2億4,488万余円増加したものの、繰入金14億1,085万余円、市税が8億4,412万余円減少したためである。

依存財源は515億3,407万余円で前年度に比べ133億2,895万余円(20.5%)減少している。これは主に、地方債が34億4,124万余円、地方交付税が16億4,623万余円増加したものの、国庫支出金が192億8,723万余円減少したためである。

これらを合わせた歳入総額は前年度に比べ138億5,177万円(11.5%)減少し、自主財源の比率は5.5ポイント上昇して51.5%となった。

歳出における経常的経費は734億4,644万余円で、前年度に比べ16億9,862万余円(2.4%)増加している。そのうち義務的経費は、扶助費や公債費が増加したことにより9億6,033万余円(2.1%)増加している。

臨時的経費は285億448万円で、前年度に比べ145億9,533万余円(33.9%)減少している。これは主に、扶助費が53億8,238万余円、普通建設事業費が33億7,766万余円増加したものの、補助費等が263億3,860万余円減少したためである。

これらを合わせた歳出総額は前年度に比べ128億9,671万円(11.2%)の減少となった。

c 一般会計

一般会計についてみると、歳入総額は1,064億987万余円で、前年度に比べ138億6,909万余円(11.5%)、歳出総額は1,020億6,996万余円で、前年度に比べ129億1,403万余円(11.2%)それぞれ減少した。実質収支については33億3,043万余円の黒字となり、単年度収支は2億5,604

万余円の黒字となった。また、実質単年度収支は12億6,630万余円の黒字となった。

歳入において主体となる市税の収納率は97.8%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇し、収入未済額は1億5,695万余円(14.7%)減少して、9億1,270万余円となった。なお、不納欠損額は前年度に比べ4,252万余円(39.8%)減少し、6,425万余円となった。

一方、歳出予算の執行率は92.3%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇した。未執行額は84億9,271万余円であったが、このうち翌年度への継続費逐次繰越額、繰越明許費繰越額は46億1,397万余円で、前年度より4,940万余円(1.1%)減少した。

d 特別会計

特別会計については、5会計合計の歳入総額は762億2,205万余円で、前年度に比べ36億6,445万余円(5.1%)増加した。また、歳出総額は743億4,351万余円で、前年度に比べ35億7,839万余円(5.1%)の増加となり、歳入歳出ともにそれぞれ前年度を上回った。実質収支は18億7,854万余円の黒字で、単年度収支も8,606万余円の黒字となった。

競輪事業特別会計では、車券売り上げの向上と新たな顧客の開拓を図ることを目的に、令和3年度下期からミッドナイト競輪を平塚競輪場で開催したことなどにより、実質収支は5億4,598万余円の黒字、単年度収支も624万余円の黒字となった。また、一般会計に2億円を繰り出した。

国民健康保険事業特別会計では、実質収支は2億2,943万余円の黒字で、単年度収支も3,969万余円の黒字となった。国民健康保険税の収納率は75.7%で、前年度と比べ2.7ポイント上昇し、収入未済額は2億8,258万余円(16.3%)減少した。

水産物地方卸売市場事業特別会計では、実質収支は144万余円の黒字で、単年度収支も48万余円の黒字となった。

介護保険事業特別会計では、実質収支は8億3,918万余円の黒字で、単年度収支も4,584万余円の黒字となった。介護保険料の収納率は98.0%で、前年度と比べ0.4ポイント上昇し、収入未済額は886万余円(11.0%)減少した。

後期高齢者医療事業特別会計では、実質収支は2億6,249万余円の黒字で、単年度収支は620万余円の赤字となった。

令和3年度の一般会計から全特別会計への繰入金は、総額で59億6,521万余円となり、前年度と比較すると1億6,764万余円(2.9%)増加した。これは主に、介護保険事業特別会計が9,842万円(3.2%)増加したためである。特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てることが原則であり、各会計にあっては自主・独立性を高め、それぞれの設置目的に沿ったサービスの向上と効率的な事務執行を図り、一般会計からの繰入金を極力縮減するよう努められたい。

e 総括意見

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)について収束の兆しが見えない中、7月には大雨により河川氾濫の恐れがあるとして、最も高い警戒レベルの避難情報である緊急安全確保が全国で初めて本市で発令された。また、湘南ひらつか七夕まつりは通常開催が中止となり、史上初の1年延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、感染拡大防止のため神奈川県を含む1都3県で無観客開催となった。さらに、2月にはロシアによる隣国ウクライナへの攻撃が始まり、その影響は様々な分野でヨーロッパに留まらず、日本をはじめ各国へと波及するものとなった。

このような状況にあった令和3年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに減少し、単年度収支では、一般会計は前年度の赤字から黒字へ、特別会計は前年度に引き続き黒字となった。また、財政構造の弾力性等をみると、経常収支比率は前年度に比べ5.3ポイント改善し、経常一般財源比率も前年度を0.5ポイント上回ったが、財政力指数は低下しており、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。

歳入においては、地方交付税が増収となったものの、感染症関連の国庫支出金等が大幅に減少した結果、全体として前年度より減少した。安定した財政運営のためには自主財源の確保が重要

であるが、そうした中で市税や国民健康保険税の収納率は向上し収入未済額も減少した。債権管理の成果として一定の評価をすところだが、経済活動の先行きが見通せない状況等を踏まえ、今後も債権の効果的かつ適切な管理を行い歳入の確保に努められたい。

歳出においては、扶助費や公債費が増加しており、義務的経費の増加傾向がさらに財政の硬化化へつながると懸念される。将来の財政を展望すると、令和5年度からは地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとされているが、この制度変更による人件費等への影響は現時点では予測が困難であるため、本市財政へ影響を及ぼす不確定要素を踏まえ、より計画的な財政運営に努められたい。

基金については、令和3年度（令和4年5月末日）の財政調整基金の現在高が前年度から10億276万余円増加して77億4,153万余円となり、地方債現在高は、前年度から35億6,671万余円増加して585億389万余円となった。財政調整基金の現在高が増加した主な要因は、法人税等の地方交付税財源の増収見込みを踏まえて、国が地方交付税予算の増額補正を行った結果、地方交付税について当初予算を上回る交付があったため、増額分の一部を財政調整基金に積み立てたことによるものである。この増額された地方交付税分については、臨時財政対策債償還基金費として算定されたものを含み、本来、令和4年度から20年間に分割して交付されるものを令和3年度に一括して交付されたものであることから、後年度の財政負担に備えるため基金に積み立てたことは評価したい。地方債残高については、見附台周辺地区整備や相模小学校の移転整備など大型事業等の財源調達をした結果、償還額より借入額が大きくなり増加している。地方債については、建設事業費の財源を調達する場合等に毎年度の財政負担の平準化や世代間負担を公平化する観点から発行するものだが、地方債残高に占める臨時財政対策債分の状況も注視しながら、将来世代への過大な負担とならないよう努め、持続可能で魅力あるまちづくりを実現されたい。

その他、年間を通じた監査の過程で留意を要する事項が見受けられたので、次の事項について要望する。

事務執行における指摘事項等については、各監査終了後に公表しているところであるが、指摘を受けた部局のみならず、全ての部局において当事者意識を持ち業務にあたり、事務執行の適正化に努められたい。また、令和3年度は、「ソーシャルメディアを活用した情報発信について」をテーマとして、行政（重点）監査を実施した。ガイドラインの規定から外れた運用が一部見受けられたため、ルールに則った運用を徹底するとともに、今後も既存の広報媒体に加えソーシャルメディアを活用した戦略的な情報発信を進めるよう全庁を挙げて取り組むことを望むところである。

感染症の拡大は、令和3年度においても、前年度に続き行財政運営に大きな影響を与えることとなった。感染症の収束に向けた対策として、ワクチン接種や公共施設等に係る感染防止に取り組むため、部局の垣根を越えた全庁的な協力体制のもと、多くの職員が応援業務に携わった。人材や組織を柔軟に活用し、感染症対策はもとより、市民生活に欠かせない行政運営が遅滞なく実施されたことに感謝したい。令和3年度の決算額の規模は、令和2年度に実施された全市民に対する特別定額給付金の影響により前年度との比較において縮小したものの、子育て世帯や住民税非課税世帯への給付、ワクチン接種のほか複数の事業について補正予算措置が講じられ感染症拡大以前より大幅に増加している。また、今後も世界情勢や円安リスクを背景とした資源・エネルギー価格の上昇などによる物価の高騰、公共施設の維持管理や更新費用の増加等、市政運営への多大な影響が見込まれる。改めて財政規律を遵守し、本市の目指す全体最適の方針のもと、時には臨機応変な対応により最小の経費で最大の効果を生み出して、現下の困難な状況を克服していくことに期待したい。

最後に、令和4年度に市政施行90周年を迎えた本市は、これまで平塚文化芸術ホール等の見附台周辺地区、消防署と分団庁舎の合築、新しい相模小学校や吉沢公民館など市民が活用する施設の整備に取り組んできた。また、マイナンバーカードの普及や教育環境等でのデジタル化、環境

分野における脱炭素社会実現の取組など、コロナ禍にあっても着実に進めてきた事業は、実を結び市民に還元されているものと考え。さらに、ツインシティにおけるまちづくりの進捗など、経済の好循環を生み出す環境は整いつつあるが、行政として市内経済の活性化を下支えする支援策の実行にも期待したい。感染症の拡大による負の影響が様々な所で大きく生じている一方で、テレワークやオンラインの活用による働き方の見直しにより社会の多様化が加速するなど、時代の変化に応じた柔軟な対応も表れている。本市においても、今後もポストコロナ社会を見据えながら市民生活に直結する施策を着実に進め、未来にわたり「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」となるよう、市民と共に職員一丸となり取り組まれることを望むものである。

(6) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

ア 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行い、令和4年8月10日に意見書を提出した。

イ 健全化判断比率審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	説明
ア 実質赤字比率	—	—	11.25%	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25%	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
ウ 実質公債費比率	3.7%	2.5%	25.0%	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ 将来負担比率	25.2%	20.4%	350.0%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(注1) 早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準

(注2) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「—」で表示される。

ウ 資金不足比率審査結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準	説明
ア 資金不足比率	—	—	20.0%	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

(注) 資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「—」で表示される。

(7) 現金出納検査 (法第 235 条の 2 第 1 項)

当該検査の月の前々月分を対象として、毎月、一般会計・特別会計 (所管：会計課)、病院事業会計 (所管：市民病院)、下水道事業会計 (所管：下水道経営課、下水道整備課) を行った。

ア 現金出納検査の結果

- (ア) 一般会計・特別会計
現金の現在高、収入事務、支出事務について適正に処理されていると認められた。
- (イ) 病院事業会計
会計事務処理、流動資産等については適正に処理されていると認められた。
- (ウ) 下水道事業会計
会計事務処理、流動資産、流動負債等について適正に処理されていると認められた。

(8) 工事現場視察等

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

2 住民監査請求（法第 242 条第 1 項）

普通地方公共団体の住民は、長若しくは委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別請求件数等(過去 5 年間)

年度	請求件数	処理結果			取り下げ
		勧告 (請求に理由があると認める場合)	請求棄却 (請求に理由がないと認める場合)	請求却下 (請求要件を欠く場合)	
平成 29	—	—	—	—	—
平成 30	—	—	—	—	—
令和元	4	—	2	2	—
令和 2	3	—	2	3	—
令和 3	1	—	—	1	—

(注) 1 件の請求の中で複数の主張がされた場合において、主張内容により処理結果が異なるときは、それぞれの処理結果を計上するため、請求件数と処理結果の計が一致しないことがある。

(2) 請求事案及び処理結果(過去 5 年間)

請求年月日	事案	通知年月日	処理結果
令和元. 7. 29	高村公園倉庫設置費用に関する請求	令和元. 8. 9	却下
令和元. 10. 15	退職手当の返納請求に関する請求	令和元. 12. 9	棄却
令和元. 11. 19	し尿収集運搬業務委託料に関する請求	令和 2. 1. 14	棄却
令和元. 12. 12	高村公園設置倉庫の撤去に関する請求	令和 2. 1. 14	却下
令和 2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における委託料に関する請求	令和 2. 12. 21	一部却下 一部棄却
令和 2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報酬に関する請求	令和 2. 12. 21	(受理後) 却下
令和 2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報償費に関する請求	令和 2. 12. 21	一部却下 一部棄却
令和 3. 6. 4	平塚市議会議員に対する措置請求	令和 3. 6. 30	却下

3 監査の体制

(1) 監査委員（4人）（令和4年9月1日現在）

- 識見監査委員
代表監査委員（常勤）市川喜久江（令和3年12月20日就任）
監査委員 井澤郁人（平成30年12月1日就任）
- 議選監査委員
監査委員 片倉章博（令和3年5月19日就任）
監査委員 金子修一（令和3年5月19日就任）

(2) 監査委員事務局（9人）（令和4年9月1日現在）

事務局長
|
(監査担当) — 局長代理 — 主管（1） — 主査（3） — 主任（3）

4 令和3年度を振り返って

令和4年（2022年）9月

平塚市監査委員	市川喜久江
同	井澤郁人
同	片倉章博
同	金子修一

- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）について収束の兆しが見えない中、7月には大雨により河川氾濫の恐れがあるとして、最も高い警戒レベルの避難情報である緊急安全確保が全国で初めて本市で発令された。また、湘南ひらつか七夕まつりは通常開催が中止となり、史上初の1年延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、感染拡大防止のため神奈川県を含む1都3県で無観客開催となった。さらに、2月にはロシアによる隣国ウクライナへの攻撃が始まり、その影響は様々な分野でヨーロッパに留まらず、日本をはじめ各国へと波及するものとなった。
- 令和3年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに減少し、単年度収支では、一般会計は前年度の赤字から黒字へ、特別会計は前年度に引き続き黒字となった。また、財政構造の弾力性等をみると、経常収支比率は前年度に比べ5.3ポイント改善し、経常一般財源比率も前年度を0.5ポイント上回ったが、財政力指数は低下しており、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。
- 令和3年度の病院事業における決算状況として、貸借対照表によれば、欠損金は大幅に減少し、自己資本構成比率は高まっている状況にある。しかしながら、これは感染症の影響に対する補てん財源としての補助金収入により現金・預金残高が大幅に増加したこと起因するものであり、補助金収入が無くなれば再び数値の悪化が懸念される。今後見込まれる負担として、高度医療器械等整備事業においては令和4年度に、院内システム整備事業においては令和5年度に、それぞれ事業計画期間中の最高額の支出を予定しているが、現金・預金残高が増加している状況にあっても、過剰投資とならないよう留意して執行することが肝要であると考え。感染症の収束が不透明な中、最前線に対応に当たる医療従事者をはじめとする病院職員には深く感謝するところである。ポストコロナ社会を見据えて、安定した病院運営を持続するために収益と費用のバランスを図りながら、「地域医療と市民生命をまもる」という市民病院の理念にのっとり、地域に根差した高い患者満足度を得られる病院となることを望むものである。
- 下水道事業は、地方公営企業法の適用6年目となり、導入以降の利益は平成30年度をピークに減少傾向にはあるものの、6年連続で純利益が計上されている。今後も引き続き利益を計上し、安定した経営が継続されることを期待する。また、建設改良工事においては、地震対策、長寿命化対策、浸水対策等のほか、ツインシティ大神地区公共下水道整備に関する工事が行われた。今後も国の交付金や企業債等の財源を確保し計画的に工事を実施されたい。
- 令和4年度に市政施行90周年を迎えた本市は、これまで平塚文化芸術ホール等の見附台周辺地区、消防署と分団庁舎の合築、新しい相模小学校や吉沢公民館など市民が活用する施設の整備に取り組んできた。また、マイナンバーカードの普及や教育環境等でのデジタル化、環境分野における脱炭素社会実現の取組など、コロナ禍にあっても着実に進めてきた事業は、実を結び市民に還元されているものとする。今後もポストコロナ社会を見据えながら市民生活に直結する施策を着実に進め、未来にわたり「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」となるよう、市民と共に職員一丸となり取り組まれることを望むものである。

